

議案第96号

財産の無償譲渡について

次の財産を無償譲渡したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月1日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 財産の内容

(1) 建物

施設名	川崎市わーくす大師
所在地	川崎市川崎区東門前1丁目11番地8
種類	障害者就労支援施設
構造・規模	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建て
面積	732.80㎡

(2) 工作物 一式

2 不動産評価額

14,400,000円

3 相手方

横浜市磯子区新杉田町8番地7

社会福祉法人 電機神奈川福祉センター

理事長 岡元 茂樹

4 条件

わーくす大師の業務を継続し、原則20年以上の運営を行うこととする。
また、わーくす大師の利用者をそのまま引き継ぐこととし、利用者が運営法人からこれまでと同様のサービスを受けられることを条件とする。

5 譲渡時期

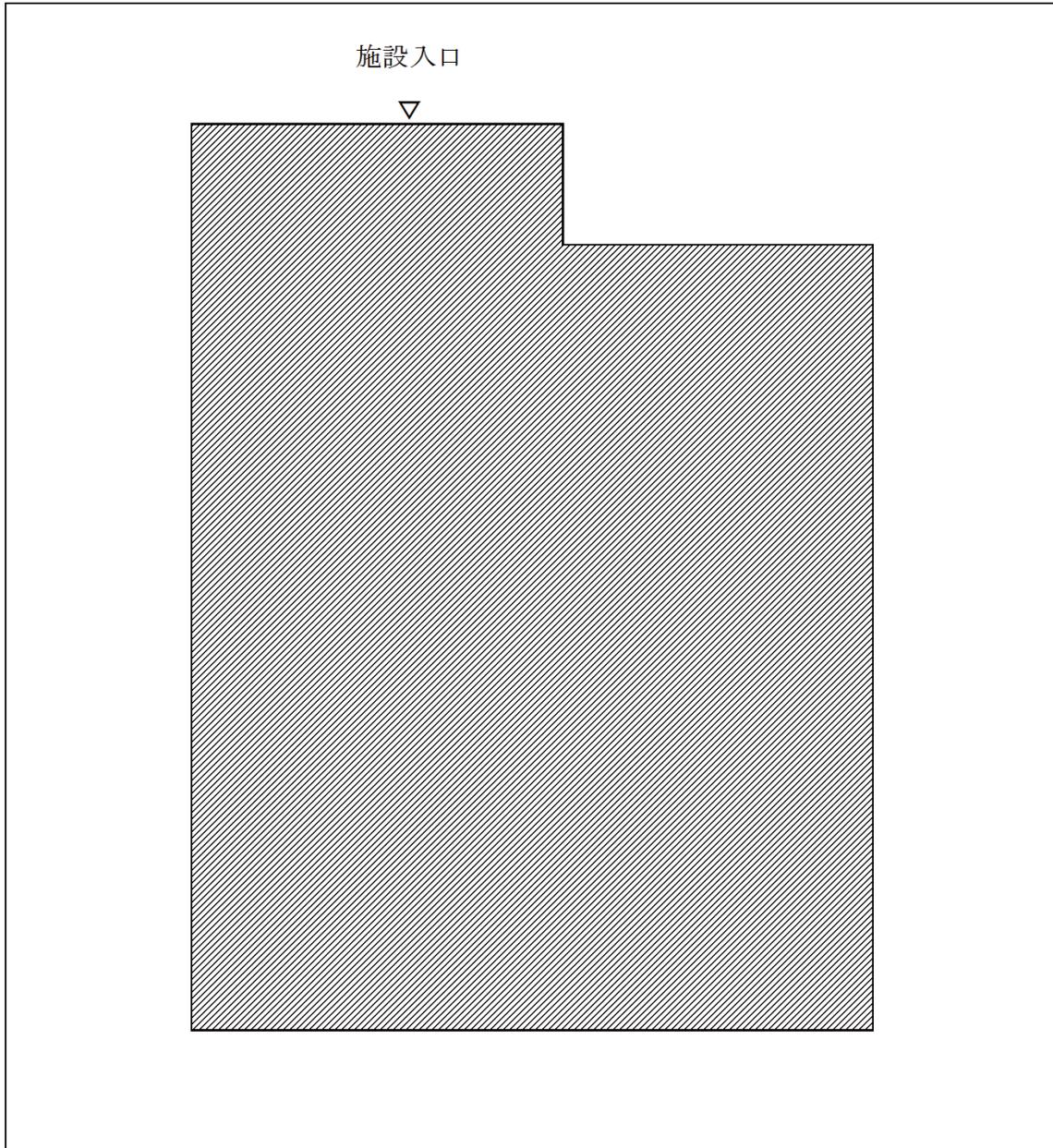
令和3年4月1日

参考資料

1 譲渡予定建物位置図

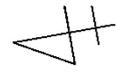


2 譲渡予定建物配置図



凡 例	
	譲渡予定建物

3 各階別配置平面図



1階



2階



PH階

